

第12回 社会保険講座



中谷 知世

社会保険料率の変更

平成29年度の社会保険料率が随時決まっています。変更する保険料、タイミング等をご確認の上、ミスのない様、社会保険料を徴収しましょう。

● 健康保険(協会けんぽ)・介護保険

H29年3月分(4月納付分)からH29年度の保険料率となります。

社会保険料を翌月徴収している事業所では、4月支給分の賃金から健康保険料率を変更してください。当月徴収をしている事業所では、3月支給分の賃金から変更をして下さい。

・協会けんぽの保険料率表

協会けんぽの保険料率は都道府県毎に異なります。大阪府は0.06%引き上げられましたが東京都、神奈川では引き下げられました。

	H28年度	H29年度
大阪府	10.07%	10.13%
兵庫県	10.07%	10.06%
奈良県	9.97%	10.00%
滋賀	9.99%	9.92%
京都	10.00%	9.99%
東京都	9.96%	9.91%
神奈川	9.97%	9.93%

・介護保険料率表

介護保険料率は全国一律です。

	H28年度	H29年度
全国一律	1.58%	1.65%

労災保険料率についての変更予定はありません



● 厚生年金保険料

厚生年金保険料率は平成29年9月分(10月納付分)から変更となります。また平成29年9月以降の保険料率は18.3%と決まっており、以後固定されます。

● 雇用保険料

雇用保険料率は引き下げられる予定です。法律案が国会で成立した場合、H29年4月1日から平成30年3月31日までの雇用保険料率は下表の通りとなります。ですので予定としては4月以降に雇用保険料率を変更する必要があります。

!注意! 締日ベースでお考えください。

H29年3月末締め、翌月の4月払いの賃金→H28年度雇用保険料率

H29年4月末締め、翌月の5月払いの賃金→H29年度雇用保険料率

	H28年度			H29年度		
	労働者負担率	事業主負担率		労働者負担率	事業主負担率	
	失業等給付の保険料率	失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	失業等給付の保険料率	失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率
一般の事業	4/1000	4/1000	3/1000	3/1000	3/1000	3/1000
建設の事業	5/1000	5/1000	4/1000	4/1000	4/1000	4/1000

また平成29年4月1日に64歳以上の従業員の方の雇用保険料は免除となりますのでご確認ください。